

ナーシングホーム河原町

高齢者虐待防止に関する指針

【第1章 総則】

第1条 目的

この指針は、医療法人友仁会が運営する看護小規模多機能サービス事業に係る虐待を防止する為の体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者がサービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

第2条 虐待の定義

この指針において「虐待」とは、職員のみならず利用者を取りまく支援をする人々が利用者に対して以下に示すような身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を指す。

- ① 利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- ③ 利用者にいせつな行為をすることまたはいせつな行為をさせること
- ④ 利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的ダメージを与える言動を行うこと
- ⑤ 利用者を衰弱させるような減食、長時間の放置等
- ⑥ 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

第3条 基本方針

職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。また許してはならない

【第2章 虐待対応体制】

第4条 虐待防止責任者

本指針による虐待の責任主体を明確にするために、虐待防止責任者を設置する。
また、虐待防止責任者は、事業所管理者があたる。

第5条 虐待防止責任者の職務

- ① 口頭あるいは記録用紙を用いた虐待の報告を受ける
- ② 虐待防止手順の順守監視
- ③ 虐待内容及び原因の追究、解決策の検討
- ④ 再発防止に向けた対策や事業所内への指導
- ⑤ 利用者(家族含む)・彦根市への報告
- ⑥ 定期的な研修を開催し、虐待に対する職員への啓蒙を行う

第6条 虐待受付担当者

利用者等が虐待通報を行いやすくするため、虐待受付担当者を設置する。

虐待受付担当者は、介護支援専門員とする

- ① 虐待受付担当者不在時は、虐待受付担当者以外の職員が通報を受けることができるものとする
- ② 前項により、虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待受付担当者、又は虐待防止責任者にその内容を報告しなければならない

第7条 虐待受付担当者の職務

- ① 利用者または家族、職員等からの虐待通報を受付つける
- ② 虐待内容、利用者等への意向の確認と苦情用紙をもって内容を記録する
- ③ 虐待防止責任者へ相談・ご意見受付記録表(クレーム)に記載し報告書をもって報告する

【第3章 虐待防止対応及び解決】

第8条 虐待対応の周知

虐待防止責任者は、事業所ホームページへの掲載及び事業所内への掲示等により、虐待対応について、広く周知を図らなければならない。

第9条 虐待通報及び発見

職員は利用者本人又はその家族から通報があった場合は手順に則り報告しなければならない

職員は、事業所内外で利用者に対する虐待を発見した場合、虐待受付担当者に通報しなければならない

第10条 虐待の報告・確認

虐待受付担当者は、受け付けた虐待の内容を第7条に則って虐待防止責任者に報告する

虐待防止責任者は、利用者への虐待が認められた場合は詳細を確認後彦根市に報告する

第11条 虐待解決に向けた協議

- ① 虐待防止責任者は、虐待通報の内容を正確に理解する。
- ② 虐待防止責任者は、事業所内にて報告内容について職員間で協議する
- ③ 虐待通報者及び当該利用者、家族等関係者から通報内容を詳細に聞き取り、報告書にまとめる
- ④ 前項による話し合いは、原則として虐待通報のあった日から7日以内に行わなければならない
- ⑤ 虐待通報及び虐待防止責任者は、必要に応じて行政等の第三者委員に助言を求めることができる

第13条 虐待解決に向けた記録・結果報告

虐待防止責任者は、事業所内での話し合いの結果や改善した事項についてまとめ、決議した事項

が守られ改善されているか監査する

- ① 虐待防止責任者は、監査した経過などを職員や家族など関係者等にフィードバックする
尚報告は、原則として話し合いを終了した日から7日以内に行わなければならない。
- ② 虐待防止責任者は、利用者及びその家族が満足する解決策が図られなかった場合には、
彦根市の苦情相談窓口を紹介するものとする

第14条 解決結果の公表

サービスの質向上を図るため、本指針に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、法人内の戦略会議や推進委員会などの地域との連携会議において報告する

第15条 虐待防止のための職員等研修

虐待防止責任者は、虐待防止啓発の為に職員研修を事業所内において定期的で開催したり、虐待防止に関する外部研修の参加やeラーニングなどを活用し職員の質向上に努める。

第16条 虐待防止委員会の設置

虐待防止責任者は施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

虐待防止委員会は、3か月毎及び虐待発生の都度開催しなければならない

- ① 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止責任者とする
- ② 虐待防止委員会のメンバーは、委員長と虐待受付担当者、虐待防止委員2名からなる
- ③ 虐待防止委員は任期を3年とし、再任を妨げない。
- ④ 委員長が必要と認める場合は、行政等第三者委員に虐待防止委員会への参加を求めることができる
- ⑤ 虐待防止委員会は、日ごろから虐待防止の啓発に努めるとともに、職員の質向上に努めなければならない

第17条 権利擁護のための成年後見制度

虐待防止責任者は、高齢者の人権等の権利擁護のため、必要時成年後見制度について利用者及びその家族等に啓発する

附則

この指針は、2024年4月1日から施行する
一部変更の上、2024年5月16日より施行する